



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県税条例の規定による申告等の期限の指定・2件（税務課）…………… 1
- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 4
- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課）…………… 4
- ふ化業者の登録（畜産課）…………… 5
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・3件（水産課）…………… 5
- 土地地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 5

公 告

- 知事の職務代理者（秘書課）…………… 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・5件（消費・暮らし安全課）…………… 6
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 8

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 10

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・9件…………… 12

告 示

沖縄県告示第588号

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）第11条の規定により、平成28年沖縄県告示第238号（沖縄県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所等を有する者に係るものについては、その期限が平成28年4月14日から同年11月29日までの間に到来する条例第18条第1項の規定により課する法人の県民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、第46条第1項の規定により課する法人の事業税、第60条の1の規定により課する地方消費税並びに第83条及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）附則第10項の規定により課する県たばこ税について、平成28年11月30日とする。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| | |
|----|----|
| 県名 | 地域 |
|----|----|

| | |
|-----|--|
| 熊本県 | 八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代群氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町及び天草郡苓北町 |
|-----|--|

沖縄県告示第589号

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）第11条の規定により、平成28年沖縄県告示第238号（沖縄県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所等を有する者に係るものについては、その期限が平成28年4月14日から同年12月15日までの間に到来する条例第18条第1項の規定により課する法人の県民税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、第46条第1項の規定により課する法人の事業税、第60条の1の規定により課する地方消費税並びに第83条及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）附則第10項の規定により課する県たばこ税について、平成28年12月16日とする。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 県名 | 地域 |
|-----|-------------------------------------|
| 熊本県 | 熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町及び上益城郡益城町 |

沖縄県告示第590号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成28年11月18日から同年12月2日までの間、沖縄県環境部自然保護課及び国頭村役場企画商工観光課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保全利用協定の名称 伊部岳地区保全利用協定
- 2 協定区域 伊部岳登山道オキナワウラジロガシルルート
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 トレッキング
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 やんばるエコツーリズム研究所
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見を提出することができる。

沖縄県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|------------------------|------------|
| はびなす訪問看護ステーション | 浦添市字経塚676番地スコットハウス203号 | 平成28年9月1日 |
| タウン薬局 | 浦添市字前田564番地2 | 平成28年9月23日 |

| | | |
|------------------|-----------------|--------------|
| すこやか薬局登川店 | 沖縄市字登川495番地 1 | 平成28年10月 1 日 |
| アイン薬局登川店 | 沖縄市字登川597番地 1 | 平成28年10月 1 日 |
| おきなわ薬局店 | 沖縄市字登川602番地 | 平成28年10月 1 日 |
| 諸見眼科 | 沖縄市園田三丁目 8 番27号 | 平成28年10月 1 日 |
| ウィル訪問看護ステーション豊見城 | 豊見城市字根差部690番地 2 | 平成28年10月 1 日 |
| マリーナ薬局新川店 | 石垣市字新川1695番地124 | 平成28年10月 1 日 |

沖縄県告示第592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定施術機関の名称（施術者の氏名） | 指定施術機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|--------------------------------|---------------|
| いしがき整骨院（石垣実朝） | 石垣市字真栄里440番地 2 メゾントーヨーマエザト 1-D | 平成28年 9 月 9 日 |
| ゆくる整骨院（比嘉裕子） | 名護市東江三丁目 9 番 6 号 | 平成28年 9 月10日 |
| がじゅマル整骨院（本村愛） | 沖縄市知花二丁目 3 番40号 | 平成28年10月 6 日 |

沖縄県告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

所在地の変更

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|
| あきら整形外科クリニック | 沖縄市古謝二丁目19番 5 号 | 沖縄市字古謝975番地 | 沖縄市古謝二丁目19番 5 号 | 平成28年 9 月20日 |
| 和ごころ薬局あわせ店 | 沖縄市古謝二丁目19番 5 号 | 沖縄市字古謝975番地 | 沖縄市古謝二丁目19番 5 号 | 平成28年 9 月20日 |
| あさとこどもクリニック | 沖縄市古謝二丁目19番 6 号 | 沖縄市字古謝975番地 | 沖縄市古謝二丁目19番 6 号 | 平成28年 9 月20日 |
| 古謝薬局 | 沖縄市古謝二丁目21番28号 | 沖縄市字古謝977番地 2 | 沖縄市古謝二丁目21番28号 | 平成28年 9 月20日 |
| なかみねニュークリニック | 沖縄市古謝二丁目21番29号 | 沖縄市字古謝977番地 2 | 沖縄市古謝二丁目21番29号 | 平成28年 9 月20日 |
| 女性内科オレンジ | 沖縄市古謝津嘉山町30番22号武ハウス 1 号室 | 沖縄市字古謝1199番地 3 武ハウス 1 号室 | 沖縄市古謝津嘉山町30番22号武ハウス 1 号室 | 平成28年 9 月20日 |

沖縄県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 居宅療養管理指導

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------|----------------|--------------|----------------|------------|
| 古謝薬局 | 沖縄市古謝二丁目21番28号 | 沖縄市字古謝977番地2 | 沖縄市古謝二丁目21番28号 | 平成28年9月20日 |

2 介護予防居宅療養管理指導

| 指定介護機関の名称 | 指定介護機関の所在地 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------|----------------|--------------|----------------|------------|
| 古謝薬局 | 沖縄市古謝二丁目21番28号 | 沖縄市字古謝977番地2 | 沖縄市古謝二丁目21番28号 | 平成28年9月20日 |

沖縄県告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|-----------------|------------|
| 真喜屋歯科 | 宮古島市平良字西里505番地2 | 平成28年8月31日 |
| マリーナ薬局 | 石垣市浜崎町三丁目3番9号 | 平成28年9月1日 |
| タウン薬局前田店 | 浦添市前田二丁目6番1号 | 平成28年9月23日 |
| 社会医療法人敬愛会中頭病院 | 沖縄市知花六丁目25番5号 | 平成28年9月30日 |
| 訪問看護ステーションリカバリー琉球 | 沖縄市上地三丁目18番11号 | 平成28年11月1日 |

沖縄県告示第596号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成28年11月18日から同年12月1日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 友利克也 | 南城市佐敷字手登根 | 南城市佐敷字仲伊保仲伊保原7番1 |
| 久保弘美 | 宮古島市平良字東仲宗根 | 宮古島市平良字西仲宗根西添道805番1ほか5筆 |
| 大浜永太郎 | 石垣市字川平 | 石垣市字石垣平地原1126番 |

| | | |
|------|--------|-----------------------|
| 仲盛彦輔 | 竹富町字小浜 | 竹富町字小浜テナ1610番 1 |
| 仲盛彦輔 | 竹富町字小浜 | 竹富町字小浜テナ1611番 1ほか 1 筆 |
| 仲盛彦輔 | 竹富町字小浜 | 竹富町字小浜テナ1613番 1 |
| 大盛武 | 竹富町字小浜 | 竹富町字小浜テナ1601番 1ほか 3 筆 |

2 申請年月日 平成28年11月 9 日

沖縄県告示第597号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。
平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 登録番号 沖縄28-2号
- 2 登録年月日 平成28年11月 8 日
- 3 登録業者の名称及び住所 合資会社琉球孵卵場 中城村字津覇210番地 4
- 4 ふ化場の名称及び所在地 合資会社琉球孵卵場 中城村字津覇210番地 4

沖縄県告示第598号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第552号で同意の認定をした伊江加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。
平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第599号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第553号で同意の認定をした石垣加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。
平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第600号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第554号で同意の認定をした与那国加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。
平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第601号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。
平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 うるま市石川西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市石川石崎一丁目 1 番
- 3 施行地区 うるま市石川親田原、水溜原、渡口原、石川原、佐阿手原、渡戸目原、下原、富祖原及び長嶺原並びに石川一丁目の各一部

- 4 事業施行期間 平成5年3月12日から平成30年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年3月4日
- 6 変更認可の年月日 平成28年10月28日

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成28年11月25日及び同月26日の間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成29年1月3日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年11月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アルバ
- 3 代表者の氏名 大城あや子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市城間三丁目14番3号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、就労及び雇用の支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図り、障害者と健常者が共生できる社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年12月19日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年10月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人薬物乱用防止協会
- 3 代表者の氏名 安原幸宏
- 4 主たる事務所の所在地 東京都台東区東上野六丁目21番2号サニーハイツ東上野ビル3階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、薬物乱用の防止のため地域社会あるいは、学校等における講演会などの教育啓発活動を行うとともに、薬物乱用防止に関する調査研究並びに企画立案、薬物依存症患者またはその家族等に対する支援活動を行うことで、保健、医療、福祉の増進を図り健康で安全な社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年12月23日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年10月24日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人健康・福祉支援センター
- 3 代表者の氏名 志茂英之
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会的ハンディキャップのある者（障害者・高齢者等）の社会生活の自立を促進するための情報通信手段を普及・啓発すること及びこれらの方々福祉車両を安心・安全に利用できる環境作りを通じて地域福祉の増進に寄与すること、並びに、広く一般の人々に対してヘルスチェックサービスの提供等を通して健康情報を発信し、長く健康な生活を続けられる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年12月26日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄暮らしの会
- 3 代表者の氏名 磯野誠一
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡北谷町字宮城2番地150
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者若しくは障害者及びその家族並びに様々な層の人を対象として以下の内容を目的とする。
 - ① 住宅の供給、共同住宅施設の斡旋、住環境や生活一般についての企画、介護サービスの提供事業を行い、もって高齢者・障害者に対する社会福祉に寄与すること。
 - ② 水域環境を大切にし、より良い状態で後世に伝えるべく環境の保全活動に関する事業を行い海洋環境保全に寄与すること。
 - ③ 海洋スポーツに必要な知識を提供及び海洋環境保全と海洋スポーツを安全に行うために必要な知識を提供し、これらを学習することにより健常者や保護者・育成者及び高齢者若しくは障害者等との関わりの増進を図り、健常者、青少年、高齢者や障害者とのリレーションシップを育成すること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年12月26日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人ナハ・シー・パラダイス協議会
- 3 代表者の氏名 白石武博
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市西1丁目19番1号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会一般に対して、万国津梁の志を立てた琉球王国時代のような、人々が集い、活気に満ちたロマンあふれる交流の場であった「みなとまち」を再生・創出するため「みなとまちづくりを担う人材育成」、「みなとの魅力発信と人・物・文化の交流」、「みなとをみんなで守り育てる環境づくり」に関する事業を行い、那覇港の発展と地域の活性化及び沖縄の観光振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年12月30日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年10月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こども医療支援わらびの会
- 3 代表者の氏名 真栄田篤彦
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字新川272番地16
- 5 定款に記載された目的 この法人は、病児やその家族が安心して治療が受けられるよう、その支援に関する事業を行い、こどもの健全な育成と医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年4月8日
(2) 商号名 株式会社翔開発
(3) 代表者名 仲宗根朝弘
(4) 所在地 嘉手納町屋良一丁目2番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11652号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年4月19日
(2) 商号名 上高地組
(3) 代表者名 上地清吏
(4) 所在地 うるま市字前原72番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第9700号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年4月19日
(2) 商号名 沖正設備
(3) 代表者名 仲松彌正
(4) 所在地 うるま市字田場1358番地10
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11865号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年4月19日
(2) 商号名 サクラ電工
(3) 代表者名 小田洋文
(4) 所在地 沖縄市高原七丁目25番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第11946号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成28年4月21日
(2) 商号名 株式会社ゼナエンジニア

- (3) 代表者名 伊是名仁
(4) 所在地 浦添市屋富祖三丁目29番1号2階
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12900号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年4月21日
(2) 商号名 有限会社平成エステート
(3) 代表者名 伊波勝
(4) 所在地 嘉手納町字水釜364番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第9534号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年4月21日
(2) 商号名 岸本空調
(3) 代表者名 岸本哲
(4) 所在地 浦添市西原六丁目1099番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12640号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年4月21日
(2) 商号名 有限会社大井工業
(3) 代表者名 伊波勉
(4) 所在地 うるま市石川809番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第5943号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年3月24日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年4月21日
(2) 商号名 合資会社鶴岡設備
(3) 代表者名 鶴岡隆男
(4) 所在地 沖縄市美里五丁目19番9号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第6295号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年4月21日
(2) 商号名 當銘タタミ店
(3) 代表者名 當銘真栄
(4) 所在地 豊見城市字高嶺365番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第12070号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

訓

令

沖縄県訓令第50号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年11月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「定型企土5 位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧」を「定型企土5 地籍調査の成果
 定型企土6 位置境界明確化
 の認証
 調査による地図及び簿冊の閲覧」に、「定型環政1 環境影響評価方法書の縦覧」を「定型環政1 環境影
 定型環政2 環境影
 響評価方法書の縦覧
 響評価方法書に係る説明会の開催」に、「定型環政2」を「定型環政3」に、「定型環政3」を「定型環政
 4」に、「定型環政4」を「定型環政5」に、「定型環政5」を「定型環政6」に、「優良環境の指定」を
 「優良環境の推奨」に、「第4節 子育て支援課」を「第4節 子ども未来政策課
 第5節 子育て支援課
 祉課」を「第6節 障害福祉課」に、「第6節 消費・くらし安全課」を「第7節 消費・くらし安全課」
 に、「第7節 平和援護・男女参画課」を「第8節 平和援護・男女参画課」に、「県立博物館・美術館」
 を「沖縄県立博物館・美術館」に改める。

定型企土5を定型企土6とし、同定型の前に次の1定型を加える。

定型企土5 地籍調査の成果の認証

行為の根拠 国土調査法第19条第2項

公告の根拠 国土調査法第19条第4項

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を
 次のとおり認証した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 調査を行った者の名称
- 2 調査期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで
- 3 成果の名称
- 4 調査地域
- 5 認証年月日 平成__年__月__日

定型環政1行為の根拠中「第5条第1項」の次に「又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用
 される同条例第5条第1項」を加え、同定型公告の根拠中「第7条」の次に「又は同条例第42条第3項の規
 定により読み替えて適用される同条例第7条」を加え、同定型公告文中「第5条第1項」の次に「（第42条
 第3項の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項）」を、「第7条」の次に「（第42条第3項
 の規定により読み替えて適用される同条例第7条）」を、「事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所
 の所在地」の次に「（都市計画決定権者の名称）」を、「対象事業」の次に「（都市計画対象事業）」を加
 え、同定型注中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

- 1 1の項を「都市計画決定権者の名称」とする場合は、同項中(1)から(3)までを削り、都市計画決定権
 者の名称のみを記載すること。

定型環政5を定型環政6とする。

定型環政4行為の根拠中「第23条第2項」の次に「又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用
 される同条例第23条第2項」を加え、同定型公告の根拠中「第24条」の次に「又は同条例第42条第3項の規
 定により読み替えて適用される同条例第24条」を加え、同定型公告文中「第23条第2項」の次に「（第42条
 第3項の規定により読み替えて適用される同条例第23条第2項）」を、「第24条」の次に「（第42条第3項
 の規定により読み替えて適用される同条例第24条）」を、「及び主たる事務所の所在地」の次に「（都市計
 画決定権者の名称）」を、「対象事業」の次に「（都市計画対象事業）」を加え、同定型注を次のように改

める。

注1 1の項を「都市計画決定権者の名称」とする場合は、同項中(1)から(3)までを削り、都市計画決定権者の名称のみを記載すること。

2 5(2)の期間は、公告の日から起算して30日間である。

定型環政4を定型環政5とする。

定型環政3行為の根拠中「第16条第1項」の次に「又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第1項」を加え、同定型公告の根拠中「第16条第2項」の次に「又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第2項」を加え、同定型公告文中「第16条第1項」の次に「(第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第1項)」を、「及び主たる事務所の所在地」の次に「(都市計画決定権者の名称)」を、「対象事業」の次に「(都市計画対象事業)」を加え、同定型注を次のように改める。

注1 1の項を「都市計画決定権者の名称」とする場合は、同項中(1)から(3)までを削り、都市計画決定権者の名称のみを記載すること。

2 この公告は、説明会を開催する予定の日の1週間前までに行わなければならない。

定型環政3を定型環政4とする。

定型環政2行為の根拠中「第13条第1項」の次に「又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第13条第1項」を加え、同定型公告の根拠中「第15条」の次に「又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第15条」を加え、同定型公告文中「第13条第1項」の次に「(第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第13条第1項)」を、「第15条」の次に「(第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第15条)」を、「事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」の次に「(都市計画決定権者の名称)」を、「対象事業」の次に「(都市計画対象事業)」を加え、同定型注中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 1の項を「都市計画決定権者の名称」とする場合は、同項中(1)から(3)までを削り、都市計画決定権者の名称のみを記載すること。

定型環政2を定型環政3とする。

定型環政1の次に次の1定型を加える。

定型環政2 環境影響評価方法書に係る説明会の開催

行為の根拠 沖縄県環境影響評価条例第7条の2第1項又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2第1項

公告の根拠 沖縄県環境影響評価条例第7条の2第2項又は同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2第2項

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第7条の2第1項（第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2第1項）の規定により、環境影響評価方法書の説明会を次のとおり開催する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（都市計画決定権者の名称）
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
- 2 対象事業（都市計画対象事業）の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
 - (2) 種類
 - (3) 規模
- 3 対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域
- 4 対象事業（都市計画対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成__年__月__日 __時から__時まで
 - (2) 場所

- 6 その他参考となる事項
- 7 この公告及び説明会に関する問合せ

注1 1の項を「都市計画決定権者の名称」とする場合は、同項中(1)から(3)までを削り、都市計画決定権者の名称のみを記載すること。

2 この公告は、説明会を開催する予定の日の1週間前までに行わなければならない。

定型子青2定型の名称中「指定」を「推奨」に改め、同定型告示文中「指定する」を「推奨した」に、「推奨する」を「推奨した」に改める。

第6章中第7節を第8節とし、第4節から第6節までを1節ずつ繰り下げ、第3節の次に次の1節を加える。

第4節 子ども未来政策課

定型土都4中「1週間前」の次に「(平成__年__月__日午後5時)」を加え、

- 「5 書面の提出先」を
- 「5 書面の提出先」に
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

改める。

附 則

この訓令は、平成28年11月18日から施行する。

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第39号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 収用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-----------|----|----|--------|-------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間東空寿 | — | 原野 | — | 85.60 | 85.60 | |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| 不明 | 不明 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月4日

沖縄県収用委員会告示第40号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 収用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-----------|---------|----|--------|--------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1851番 1 | 原野 | 414 | 413.00 | 2.54 | 注 |

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK442、LP58、L70、LP59及びK442の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------------|----|
| 不明（管理者 沖縄県） | 不明 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月 4 日

沖縄県収用委員会告示第41号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 地積 (㎡) | | 収用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-----------|---------|-----|----|--------|--------|-------------------|-----|
| | | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1859番 1 | 墓地 | 墓地 | 207 | 208.44 | 208.44 | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1858番 1 | 墓地 | 墓地 | 188 | 187.96 | 187.96 | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1851番 2 | 墓地 | 原野 | 181 | 181.21 | 26.49 | 注 1 |
| 浦添市字城間東空寿 | 1840番 2 | 墓地 | 墓地 | 252 | 252.39 | 252.39 | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1840番 3 | 墓地 | 原野 | 172 | 172.07 | 172.07 | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1785番 1 | 墓地 | 原野 | 185 | 186.14 | 85.78 | 注 2 |

注 1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK439、LP57、L69、LP58、K442及びK439の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注 2 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のLP82、K570、K571、2P19、L94及びLP82の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------------|----|
| 不明（管理者 浦添市） | 不明 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月4日

沖縄県収用委員会告示第42号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積（㎡） | | 収用しようとする土地の面積（㎡） | 備考 |
|-----------|-------|----|-------|--------|------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1782番 | 原野 | 336 | 336.20 | 327.78 | 注 |

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の2HK5、2HK4、K573、161、RP118、R85、R86、2P15及び2HK5の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 名嘉山望美 | 那覇市銘苅1丁目16番25号 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月4日

沖縄県収用委員会告示第43号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積（㎡） | | 収用しようとする土地の面積（㎡） | 備考 |
|-----------|-------|-----|-------|--------|------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間西田田 | 2040番 | 雑種地 | 638 | 638.22 | 508.76 | 注 |

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のS29、LQ103、L131、L132、LQ104、S18及びS29の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 名嘉山兼正 | うるま市字昆布1597番地1 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名 | 住所 | 権利の種類 |
|------------------------|-------------------|--------------------------|
| 株式会社沖縄銀行 代表取締役 玉城義昭 | 沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号 | 根抵当権 平成17年2月10日第2932号 |

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月4日

沖縄県収用委員会告示第44号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 収用しようとする土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-----------|-------|-----|--------|--------|-------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1971番 | 雑種地 | 369 | 369.08 | 369.08 | |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|-----------------------|
| 座安竜也 | 豊見城市字高安1088番地1 |
| 座安智也 | 豊見城市字高安150番地アップヒルズ1-A |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名 | 住所 | 権利の種類 |
|------------------------|-------------------|--|
| 株式会社琉球銀行 代表取締役 金城棟啓 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号 | 根抵当権 平成27年9月30日第17986号 平成27年9月30日第17987号 |

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月4日

沖縄県収用委員会告示第45号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 収用しようとする 土地の面積 (㎡) | 備考 |
|-----------|-------|----|--------|--------|-----------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間東空寿 | 1966番 | 畑 | 678 | 678.08 | 309.16 | 注 |

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK187、H185、K184、RP21、R24、RP22及びK187の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|-----------------|
| 中村米市 | 中頭郡中城村字北上原537番地 |
| 中村和浩 | 浦添市城間三丁目12番5号 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月4日

沖縄県収用委員会告示第46号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 収用しようとする 土地の面積 (㎡) | 備考 |
|----------|-------|-----|--------|--------|-----------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間後原 | 531番2 | 雑種地 | 595 | 595.53 | 264.50 | 注 |

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK651、K650、RP89、R96、RP90、K662、K663及びK651の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|----------------|
| 仲松由清 | 沖縄市住吉二丁目28番30号 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月4日

沖縄県収用委員会告示第47号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年11月18日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | | 収用しようとする 土地の面積 (㎡) | 備考 |
|----------|--------|----|--------|--------|-----------------------|----|
| | | | 登記簿 | 実測 | | |
| 浦添市字城間後原 | 522番 6 | 宅地 | 194.14 | 194.14 | 194.14 | |

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|------|-----------------|
| 金城秋江 | 豊見城市字豊見城514番地 1 |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年11月 4 日

| | |
|--|---|
| <p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p> |
|--|---|